

登録・届出・証明

住民課 83 - 2182

戸籍に関する届出（本人確認できる書類をお持ちください）

届出の種類	届出期間	届出人・届出場所	持っていくもの	ご注意
出生届	生まれた日から数えて 14 日以内	父または母 生まれた所、本籍地または届出人所在地のうちいずれかの市区町村役場	届書 印鑑 母子健康手帳 国民健康保険証（加入者）	子どもの名前に使用できる文字は、常用漢字・人名漢字・平仮名・片仮名に限られています。
死亡届	死亡の事実を知った日から 7 日以内	同居している親族 同居していない親族 その他の同居者 家主、地主または家屋もしくは土地の管理人 後見人、保佐人、補助人及び任意後見人 死亡した所、本籍地または届出人の所在地のうちいずれかの市区町村役場	届書 印鑑	後日、次の該当者（加入者・受給者）は手続きが必要です。国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、印鑑登録証、医療証、介護保険証、身体障害者手帳、住基カード
婚姻届	届けた日に効力が生じる	結婚する 2 人 2 人の本籍地または二人の所在地の市区町村役場	届書 2 人の印鑑 戸籍全部事項証明書 親の同意書（未成年者）	届書に証人（成年者）2 人の署名・押印が必要です。
転籍届	届けた日に効力が生じる	戸籍の筆頭者およびその配偶者 現本籍地、新本籍地または届出人の所在地の市区町村役場	届書 夫と妻の印鑑 戸籍全部事項証明書（本籍地内で移す場合不要）	

届書、添付書類はそれぞれ 1 通です。

このほか養子縁組届・養子離縁届・離婚届などがあります。

戸籍の届出に関連して、住所の異動がある場合はその届出も必要です。

住民の異動の届出

(本人確認できる書類をお持ちください)

届出の種類	届出の期間	届けに必要なもの	届出人
転入届 町外から引っ越してきたとき	引っ越してきた日から14日以内	印鑑 転出証明書(前住所の市区町村で発行) 国民年金手帳(加入者) 身体障害者手帳(お持ちの方) 在学証明書(前住所の小・中学校で発行)	本人、新世帯主または新世帯にいる人
転出届 町外へ引っ越しをするとき	引っ越しをする前(おおむね2週間前から受付します)	印鑑 印鑑登録証(登録者) 国民健康保険証(加入者) 後期高齢者医療被保険者証(お持ちの方) 各医療証(該当者)	本人、旧世帯主または旧世帯にいる人
転居届 町内で住所が変わるとき	引っ越してから14日以内	印鑑 国民健康保険証(加入者) 後期高齢者医療被保険者証(お持ちの方) 各医療証(該当者)	本人、新世帯主または新世帯にいる人
世帯(主)変更届 世帯主が変わったり世帯を合併または分離したとき	変更のあった日から14日以内	印鑑 国民健康保険証(加入者)	本人、新世帯主または新世帯にいる人

母子健康手帳

妊娠した方にお渡しいたします。妊娠、出産から小学校入学まで、お母さんと子どもの健康の状況を記録する手帳です。印鑑をお持ちのうえ、住民課で交付申請してください。

印鑑の登録

町内に居住し、住民登録、外国人登録をしている15歳以上の人（成年後見人を除く）なら登録できます。登録は本人が申請してください。もし本人が病気その他の理由でできないときは、代理人が申請することもできますが、その場合は、右ページの{代理人申請の場合}をご覧ください。

（ 書面例 ）

代理人選任届	
代理人住所	
氏 名	
生年月日	
私にかかる につき、上記の者	
を代理人に選任し、その権限を委任したの	
で、お届けします。	
平成 年 月 日	
本人住所	
氏 名	実印
奥多摩町長 宛	
（注） の部分には、印鑑登録申請、	
印鑑登録廃止届、印鑑登録証受領などの用語を	
記入してください。	

印鑑の登録

持参するもの

{ 本人申請の場合 }

登録する印鑑

官公署で発行した免許証・許可証および身分証明書で写真が貼ってあるもの。ない場合は東京都在住で印鑑登録してある人が保証すれば登録できます。必ず保証人の署名押印（実印）と保証人の印鑑登録証明書を添付してください。奥多摩町在住の場合は印鑑登録証明書は不要です。

{ 代理人申請の場合 }

登録する印鑑

委任した旨の本人自筆の書面（ 書面例 ）が必要です。

代理人の印鑑

代理人が印鑑登録の申請をする場合は、登録する本人へ文書による確認をしますので、再度来庁していただくため、申請日に印鑑登録証及び印鑑登録証明書の交付は受けられません。

印鑑登録証

印鑑の登録をすると印鑑登録証が交付されます。

印鑑登録証明書

持参するもの

印鑑登録証

（代理人の場合でも印鑑登録証だけで、委任した旨の本人自筆の書面は必要ありません。）

印鑑登録の廃止、改印など

印鑑登録をしてある印鑑または印鑑または印鑑登録証を紛失や盗難にあったとき、または廃止や改印したいときは、廃止の届け出をしてください。

持参するもの

新規登録に必要なものと同じ

印鑑登録証（廃止、改印の場合）

紛失、改印の場合の再登録には再登録料 2 0 0 円がかかります。

改印、印鑑登録証の再登録は新規登録と同じ手続きが必要です。

登録できない印鑑

次のような印鑑は登録できませんのでご注意ください。

正しい氏、名で表されていないもの。

一辺の長さが 8 mm 以下、または 2 5 mm 以上のもの。

ゴム印その他（プレス印など）の印鑑で変形しやすいもの、及び欠けた印鑑または三文判など。

文字の判読が困難なもの。

印影を鮮明に表しにくいもの。